

知立市議会篤心会 行政調査及び国政要望活動報告書

報告者氏名 篤心会 中野 智基

第1 行政調査及び国政要望活動概要

令和6年知立市議会篤心会行政調査及び国政要望活動を下記のとおり実施した。

1 行政調査第1日目

(1)日時

令和6年1月25日（木）午後3時30分から4時30分

(2)場所

参議院議員会館B108会議室

(3)行政調査先

デジタル庁国民向けサービスグループ

(4)目的

マイナンバーカードの普及促進について

2 行政調査第2日目

(1)日時

令和6年1月26日（金）午前10時から11時

(2)場所

参議院議員会館B101会議室

(3)行政調査先

文部科学省大臣官房国際課、総合教育政策局国際教育課、大臣官房国際課国際協力企画室、文化庁国語課

(4)目的

外国人の受入れ・共生に係る文部科学省の取組について

3 国政要望活動第1日目

(1)日時

令和6年1月25日（木）午後5時から午後5時30分

(2)国政要望活動

ア 場所

東京都千代田区 経済産業省

イ 要望先

経済産業大臣政務官 石井 拓 衆議院議員

ウ 要望内容

市政課題に対する国政への要望活動

4 国政要望活動第2日目

(1)日時

令和6年1月26日（金）午前9時30分から10時

(2)国政要望活動

ア 場所

東京都千代田区 参議院議員会館

イ 要望先

酒井 庸行 参議院議員

ウ 要望内容

市政課題に対する国政への要望活動

第2-1 行政調査報告（市政課題に関する調査）

1 調査内容1

マイナンバーカードの普及促進について

（説明者：デジタル庁国民向けサービスグループ参事官補佐 近藤宗一郎氏、参事官補佐 小池光一氏、総括官付参事官付 深川航平氏）

（1）マイナンバー制度の概要と現状

マイナンバー制度とは、すべての住民に12桁のマイナンバーを、法人には13桁の法人番号を付与し、行政手続きや公的個人認証サービスでこの番号を活用する制度。平成28年1月からスタートし、順次カード交付と制度運用が進められてきた。マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツールとして活用される。

普及率については、令和6年1月15日現在、申請9,918万枚（約79.1%）、交付9,758万枚（約77.8%）、保有数9,154万枚（約73.0%）となっている。

（2）カード利用シーン拡大構想1

○オンライン市役所サービス構想の例

- ・引越し時の手続き、子育て・介護・災害等の31手続きのオンライン化（令和5年度中に全自治体にて対応済み）
- ・市役所窓口での手続きにおいて、申請書を窓口で書かなくても済む。
- ・スマホに市政だよりや、本人向けのお知らせ（接種案内、昨年出場のマラソン大会など）の送付（通知）
- ・国家資格等のオンライン・デジタル化
- ・マイナンバーカードを活用した「ふるさと納税ワンストップ特例」のオンライン申請

（３）カード利用シーン拡大構想２

○市民カード化構想の推進

マイナンバーカード1枚で様々や市役所サービスが受けられる社会を構築。具体例は、

- ・図書館カード
- ・印鑑登録証
- ・コンビニ交付

等、様々な市役所サービスで利用できるカードとする構想。令和7年度までに全国展開を目指している。

また、マイナンバーカードを職員カードとしても利用し、出退勤管理など効率的な業務運用を図る構想も含まれている。

今後の取組みの目玉としては、すでに動き出しているマイナンバーカードの健康保険証利用や運転免許証利用がある。

（４）カード利用シーン拡大構想３

○安全・便利なオンライン取引構想

上記構想の１や２は市役所向けのサービスであったが、この構想３は、マイナンバーカードの電子的本人確認・認証機能を、様々な民間サービス・場面での利用拡大を図るもの。そのために、公的個人認証サービス（通称JPKI）を展開。（※公的個人認証サービスとは、マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書を利用（マイナンバーは利用しない）して、オンラインで利用者本人の認証や契約書等の文書が改ざんされていないことの確認を公的に行うための安全・確実な本人確認を行うためのサービス。）

また、スマホ用電子証明書搭載サービスを併せて推進していく。（令和5年5月からカード機能のスマホ搭載開始。この取り組みにより、利用者は、マイナンバーカードを用いてスマホに電子証明書をいったん登録すること

で、マイナンバーカードがなくても、スマホだけで、安全・便利に、官民の様々なオンライン等サービスを楽しむことが可能になるもの。今後は、運転免許証や各種資格証明書への活用が見込まれる。)

2 質疑応答

【1】

諸外国で同じような方式を採用している国はあるのか。→海外で似たような方式はある。

【2】

パスポートも取り組む考えはあるか。→日本国においては現在の所ない。

【3】

現在普及率は70%超となっているが、残りの3割弱はどうするのか→必ず100%という考えではない。高齢者や障害者の方は申請が難しい。なお、高齢の方達へ指導してもらうためにデジタル推進委員を設けている。デジタルでできる人が増えれば役所の人員をアナログしかできない人にマンパワーを割けることが可能となる。その他の対策として、ご自身で窓口に行けない方向けのサービスを別途検討していく。

【4】

マイナンバーカードと銀行口座や証券口座と紐付けることとなるが、その点をみなさんは心配する。どのように説明すれば良いか。→基本的に分散して情報を保管しているので心配はない。心配されるのは、手入力された氏名、住所、電話情報については間違いが多く発見されいてる。直ちに正していく。

【5】

災害時の利用とは、具体的にどのようなケースが考えられるか。→罹災証明書がまさにそうである。また、小田原市がマイナンバーカードを活用した避難所運営などがある。

【6】

自分の親はマイナンバーカードを持っているだけで不安といっている。そこでスマホ搭載となるが、スマホに入れた場合のセキュリティーは。→2026年にてマイナカード10年が経つが、それを機会に物理カードをやめようという考えがあり、現在ワーキンググループにて議論を重ねている。そもそも物理カードである意味が問われてきているので、マイナンバーカードという名前はどうかという意見もあるが、認証時のセキュリティーを高めるため

に、物理キーと電子キーの2つあることで強固なものとなっている側面もある。

3 所感

本件調査は、マイナンバーカードの普及促進に向けた政府の取り組みについて詳細な情報を提供していただいた。行政サービスのオンライン化や民間サービスでの利用拡大など、マイナンバーカードの利活用を促進するための様々な施策が検討されているところ。

特に、カード利用シーンの拡大構想に関する提案は、行政手続きのオンライン化や市民サービスの利便性向上に寄与するものとして重要なものとなっています。また、オンライン取引におけるセキュリティの向上に焦点を当てた取り組みも重要であり、民間サービスにおけるマイナンバーカードの利用拡大が進むことで、さらなる利便性が実現される可能性を秘めています。

一方で、普及率の伸び悩みや、市民が感じている情報漏洩への懸念など、課題も存在しています。これらの課題を克服するためには、市民への丁寧な説明と、セキュリティ対策の強化が不可欠です。また、高齢者や障害者などへの支援の必要性や、情報の正確性やセキュリティに強化も強く市民は求めているところ。特に、物理カードとスマホ搭載のセキュリティに関する問題は、将来の展望に影響を与える重要な要素となるのではないのでしょうか。

マイナンバーカードの普及促進に向けた取り組みは、ここ数年で行った様々な施策により大きく前進してきましたが、先に述べた課題や懸念にも目を向けながら、バランスの取れたアプローチが求められます。特にセキュリティに関する懸念や情報の正確性の確保は、信頼性を確保する上で欠かせない要素となります。この点を強く意識し、市民からの支持を得ていかなければなりません。

最後に、マイナンバーカードは、行政手続きの効率化や国民の利便性向上、公共サービス推進のスピードアップ化、市民が等しく公共サービスを享受するために必要な制度です。政府や地方自治体は、課題克服に向け真摯に向き合い、市民からの信頼・理解を得ながら、更なる普及促進積極的に取り組んで行くことが求められる。

第2-2 行政調査報告（市政課題に関する調査）

1 調査内容2

外国人の受入れ・共生に係る文部科学省の取組について

（説明者：文部科学省大臣官房国際課教育改革調整官 櫻井康仁氏、総合教育政策局国際教育課課長補佐 岡嶋美和氏、大臣官房国際課国際協力企画室外国人教育政策企画係長 林哲子氏、文化庁国語課課長補佐 伊藤林太郎氏）

（１）日本語教育・外国人児童生徒への教育等の充実に向けての課題

令和５年現在、在留外国人は322万人となっている、過去最高数を記録した。その中で、日本語教育が必要な児童生徒数は5.8万人（この数値は令和３年度調査）とこの10年間で約1.8倍となっている。ちなみに、知立市において日本語教育が必要な児童生徒は388名なっており、県内９番目に多い。

国としては、様々な施策を展開してきたが、知立市においては、帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細やかな支援事業を活用している。この補助金は、物品購入以外は何にでも使える柔軟度の高い補助金となっている。

文部科学省では、専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分であるという認識により、認定日本語教育機関、日本語教師の資格化に関する法整備を検討してきた。就労者も含めた、地域で生活・学習する外国人に対し必要となる日本語教育を行うため、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成を促し、地域における日本語教育の促進及び水準の向上を図るためのもの。

（２）日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備

これまで鋭意取り組んできた、日本語教育機関の教員資格精度が制度化された。これは、令和５年の通常国会で成立した「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づき、日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度を整備することにより、日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上と日本語教師の能力及び資質の向上を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与する仕組みを構築するもの。これらの取り組みにより、日本語教室空白地域の解消の推進にはつながるが、すでに体制が構築されており、今まで活躍していたボランティアの指導者との両立が新たな課題となる。

（３）今後の展望

先進自治体である、愛知県や静岡県は独自プログラムに取り組まれている。先に挙げた課題はあるものの、これらの県から認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用が始まると感じている。

また、誰が費用負担するのかがいつも問題となるが、とある自動車製造会社は比較的投資してくれているものの、人任せでは、その内誰も費用負担しない状況となってしまうであろう。国も支援するが、民間も適正な投資をしていただき、皆がウインウインとなってほしい。ちなみに、文化庁では来年度から日本語教育課を創設し本腰を入れて施策を推進していく。

2 質疑応答

【1】

日本においては、外国人の受け入れを負担と考えてしまう。しかし積極的な団体においては、受け入れることが成長に繋がると考えていると聞く。そういった意識改革が必要ではないか。文科省もなんらか対応しているか→地域の子達がコミュニティとどのように交流していくかを今後調査研究対象としたい。

【2】

外国人の集住についてどのように考えるか。→集住化と散財化は進んでいる。仕事があるかどうかで集住化しているのではないか。

【3】

登録日本語教員の資格取得は難易度が高いのか。→来年度に初試験を行うので何とも言えないが、初任が終わった段階の教員が受けることを想定している。そこまで難易度が高いとはならないのではないか。

【4】

資格化すると、現在のボランティアという立場から労働に切り替わる。その対価も必要となるが、敷居が高くなってしまわないかという懸念がある。デジタル庁が推進しているデジタル推進委員のような権威だけであれば良いのであるが。→ボランティアでも構わないが、専門性を持った人が必要である時に活用できるのが登録日本語教員という存在。また、ボランティアでは食べていけないという声も数多くきいた。今後の見込みとしては、ボランティアと登録日本語教員が内容により細分化され共生していくのではないか。

【5】

学齢超過の問題。外国での学歴が認められず高校に入学させてもらえないため、中学校に学齢超過のため受け入れてもらえなかった事例があった。何

が障壁となっているのか。→心理面も含め学校は受け入れを渋ったのではないのか。今後増えていくと思われるので検討していかなければならない問題と認識している。

【6】

外国人のキャリア教育について。自分の子どもの同級生が弟の介助をして1年間学校にきていなかった。子供の将来が心配である。外国人のキャリア教育に対する考え方は→不修学の問題は解決していかなければならない。しかしながら、現場の教育委員会は不修学の原因を調査するにも苦勞している。文部科学省としては、ヤングケアラーに対し子ども庁と連携して取り組んでいる。キャリア教育については、高校を卒業しているかが大切となる。その点を踏まえ取り組んでいきたい。

【7】

夜間中学は愛知県でやっと豊田市に1校できた。ちなみに碧南の夜間学校は、ほぼ外国人という状況であるが、就職の支援をしっかりと取り組んでいる。今の制度はどうなっているか。→中学の夜間学校は1県1政令市に1校を推進している。

【8】

TASMCの熊本県への進出にあるように、急激に外国人が増える地域がある。急増地域に対する施策は。→モデル事業を来年度から開始する。英語で教育する学校を運営していくことも考えている。

3 所感

在留外国人の増加に伴い、日本語教育の充実が喫緊の課題となっています。特に、地域でのニーズに応じた支援事業や日本語教師の質的・量的確保のための取り組みは、地域社会と外国人コミュニティの共生に向け希望となる施策であると感じるところ。

一方、新たに整備された日本語教育機関の認定制度や日本語教師の資格制度は、教育の質の向上に繋がる一方で、ボランティアとして活動していた人々との関係性や役割に変化をもたらす可能性があり、そのバランスを取ることが特に必要となるのではないのでしょうか。そのために、教員の専門性とボランティアの連携を促進する仕組み作り、円滑な移行や協力体制の構築が重要となってきます。

また、外国人の受け入れを負担ではなく成長の機会ととらえる意識改革が必要であり、地域コミュニティとの交流促進も重視されています。本市にお

いても、教育施策と多文化共生施策の調和を図りつつ、きめ細やかな対応が求められる。

第3 国政要望活動

(1) 出席者

篤心会7名（岩城道雄議員、中島清志議員、神谷定雄議員、山崎りょうじ議員、中野智基議員、田中健議員、永田起也議員）

(2) 要望先

経済産業大臣政務官 石井 拓衆議院議員、酒井庸行参議院議員、

(3) 要望内容

知立市政が抱える重要課題の内、以下3の案件について、課題解決に向けた要望を行ったもの。（別添国政要望書参照）

1 国の負担で学校給食費の無償化を求める要望書の概要

物価上昇による経済的圧迫が子育て世帯に大きな影響を与えており、学校給食の無償化が急務とされている。学校給食は食育の重要な要素であり、無償化は義務教育の一環として考えられている。しかし、現在の無償化の実施状況は限定的であり、財源不足が主な理由とされている。地方自治体の多くは無償化を実施できていないため、国の関与が必要とされている。学校給食費の無償化は経済的負担の軽減や食育の推進に効果があり、教員等の現金管理の煩雑さも解消される。そのため、国の関与による学校給食費の無償化を迅速に実施することを要望するもの。

2 外国人学習支援及び多文化共生推進事業への支援を求める要望書の概要

愛知県知立市は外国人市民の割合が高く、特に外国にルーツを持つ子どもの学習支援が課題とされている。市は多文化共生のまちづくりを推進し、補助金を交付して学習支援教室を開催する団体を支援してきたが、外国人人口の増加と事業費用の増大により、市単独では支援を継続することが困難になっている。そのため、外国人学習支援や多文化共生の事業への財政措置や支援拡充を要望するもの。

3 地方公共団体情報システム標準化対応への移行支援に関する要望書概要

愛知県知立市は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和7年度までに標準準拠システムへの移行を進めている。移行を推進するためにデジタル基盤改革支援補助金を活用しているが、補助金の上限額と移行経費見込額とが乖離しており、自主財源の負担が大きくなることが予想されている。また、移行期限までの猶予がなく、早急な移行作業の必要があり、的確なシステム設計ができず高コストとなることが予測される。さらには、補助金の交付条件として全業務の移行が要求されているが、現在の国の標準仕様公開状況では期間内に移行することは難しいとの指摘がある。ついては、補助上限額の見直しや移行完了時期の延長、経過措置期間の設定を要望するもの。

国の施策等に対する要望書

令和6年1月26日
知立市議会篤心会

国の負担で学校給食費の無償化を求める要望書

衆議院議員 石井 拓 様

昨今の世界的な資源や原材料費の高騰による物価上昇は市民生活を圧迫しており、特に子育て世帯の家計への影響は大きく早急な対策が求められています。

学校給食は、学校給食法第2条に定める目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきました。学校では地域の伝統や日本の食文化をも伝えており、その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっています。

義務教育はこれを無償とすると定めた憲法第26条第2項や教育基本法第5条第4項により、義務教育については授業料を徴収しないこととされており、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材である学校給食の食材費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが望ましいと考えられます。

しかし、平成29年に文部科学省が実施した「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果によると、1,740自治体のうち何らかの形で無償化や一部補助を実施しているのは、506自治体であり、そのうち小学校、中学校ともに完全無償化しているのは76自治体に留まっており、その大きな理由が財源不足によるものです。また、給食費無償化を行っている自治体の73%が、人口が1万人以下の町村であり、子どもの人数が少ないため無償化を実施できていると言われています。

このような中、本市では、物価高騰に伴う賄材料費の値上がり分は、保護者に請求することなく、一般財源を投入して補っていますが、保護者の経済的負担軽減等の観点から、学校給食費の無償化に対する期待は大きいものの、大きな財源が必要であり、財政余力に伴い無償化の実施が困難な自治体も多いため、無償化を我が国全ての学校で実現するには、国の関与が必要です。

また全面無償化は、就学援助制度による対応とは異なり、学校給食費の徴収・管理業務自体が不要となるため、現金管理を学校で行わなくてもよいという効果もあります。

つきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、学校における食育の推進に対する効果も大きい、学校給食費無償化の迅速な実施を要望します。

令和6年1月26日

知立市議会篤心会	会 長	田中 健
	幹事長	中野 智基
	総務会長	石川 智子
		岩城 道雄
		中島 清志
		神谷 定雄
		山崎 りょうじ
		小林 昭弼
		永田 起也

外国人学習支援及び多文化共生推進事業への支援を求める要望書

衆議院議員 石井 拓 様

愛知県知立市は、総人口 72,228人 (R5.10.1時点)のうち、外国人市民が 5,421人 (7.5%) を占め、全国的にも外国人人口比率の高いまちとなっています。また、15歳未満の子どもに限れば、比率は8.9%に達しています。

令和3年度には多文化共生を柱としたSDGs未来都市として内閣府より選定を受けました。その後、令和5年10月には、JICA中部（独立行政法人国際協力機構中部センター）と協定を締結し、JICAの国際協力推進員を市庁舎に配置するなど、関係機関とも連携した多文化共生のまちづくりを推進しています。

そのような中、特に外国にルーツを持つ子どもに関しては、親が日本語の読み書きができない等の理由で、宿題など家庭での学習において、親の支援を受けられない場合が多くあります。さらには、日常生活の中で、生活言語としての日本語を話すことができても、授業や教科書で使われる文章、語彙などの「学習言語」は、外国ルーツの子どもが日本人と同等に理解するのには、大きな困難があります。

そこで、当市では、放課後または休日に、外国ルーツの児童生徒を対象とした学習支援教室を開催する団体に対し、補助金を交付し、子どもの学習支援の受け皿の創出、継続支援を行っています。しかしながら、今後も外国人人口の増加が見込まれる中で、市単独での支援の受け皿の確保には困難を極めます。

さらには、外国人人口の増加に伴い、学習支援に限らず様々な多文化共生に係る事業を展開していますが、年々事業費用が増加し、市財政を圧迫している状況にあります。

つきましては、外国人学習支援及び多文化共生推進事業への支援に対する適切な措置について、下記のとおり強く要望します。

記

1 外国にルーツを持つ児童生徒の放課後学習に対する支援制度創設等の財政措置の充実

2 多文化共生に関する事業への交付金交付率引き上げ等の支援拡充

令和6年1月26日

知立市議会篤心会	会 長	田中 健
	幹事長	中野 智基
	総務会長	石川 智子
		岩城 道雄
		中島 清志
		神谷 定雄
		山崎 りょうじ
		小林 昭弐
		永田 起也

地方公共団体情報システム標準化対応への移行支援に関する要望書

衆議院議員 石井 拓 様

愛知県知立市では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の規定に基づき、令和7年度を期限とする標準準拠システムへの移行を計画的に進めています。計画を推進する上で、デジタル基盤改革支援基金(自治体情報システムの標準化・共通化分)を原資としたデジタル基盤改革支援補助金を活用することとしています。

その補助金の交付については、補助率 10/10 と示されていますが、自治体の規模（人口規模）に応じ上限が設定されています。しかしながら、この補助上限額を本市に当てはめて算定すると、現時点での移行経費見込額と大きく乖離しており、自主財源の負担が大きくなることが予想されます。

また、移行期限までの猶予がないことから、見切り発車的な仕様による発注、移行作業を強いられ、高コストを招く事態となっています。

さらに、当該補助金は、令和7年度末までに対象20業務全てを移行することという厳しい交付条件が設定されていますが、本市のベンダーからは現在の状況においては、期間内に全業務の移行は難しいとの申し入れがありました。

つきましては、補助上限額の算定方法の見直しを行うと共に、移行完了時期の延長又は経過措置期間等の設定を強く要望します。

令和6年1月26日

知立市議会篤心会	会 長	田中 健
	幹事長	中野 智基
	総務会長	石川 智子
		岩城 道雄

中島	清志
神谷	定雄
山崎	りょうじ
小林	昭式
永田	起也

国の施策等に対する要望書

令和6年1月26日
知立市議会篤心会

国の負担で学校給食費の無償化を求める要望書

参議院議員 酒井 庸行 様

昨今の世界的な資源や原材料費の高騰による物価上昇は市民生活を圧迫しており、特に子育て世帯の家計への影響は大きく早急な対策が求められています。

学校給食は、学校給食法第2条に定める目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきました。学校では地域の伝統や日本の食文化をも伝えており、その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっています。

義務教育はこれを無償とすると定めた憲法第26条第2項や教育基本法第5条第4項により、義務教育については授業料を徴収しないこととされており、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材である学校給食の食材費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが望ましいと考えられます。

しかし、平成29年に文部科学省が実施した「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果によると、1,740自治体のうち何らかの形で無償化や一部補助を実施しているのは、506自治体であり、そのうち小学校、中学校ともに完全無償化しているのは76自治体に留まっており、その大きな理由が財源不足によるものです。また、給食費無償化を行っている自治体の73%が、人口が1万人以下の町村であり、子どもの人数が少ないため無償化を実施できていると言われています。

このような中、本市では、物価高騰に伴う賄材料費の値上がり分は、保護者に請求することなく、一般財源を投入して補っていますが、保護者の経済的負担軽減等の観点から、学校給食費の無償化に対する期待は大きいものの、大きな財源が必要であり、財政余力に伴い無償化の実施が困難な自治体も多いため、無償化を我が国全ての学校で実現するには、国の関与が必要です。

また全面無償化は、就学援助制度による対応とは異なり、学校給食費の徴収・管理業務自体が不要となるため、現金管理を学校で行わなくてもよいという効果もあります。

つきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、学校における食育の推進に対する効果も大きい、学校給食費無償化の迅速な実施を要望します。

令和6年1月26日

知立市議会篤心会	会 長	田中 健
	幹事長	中野 智基
	総務会長	石川 智子
		岩城 道雄
		中島 清志
		神谷 定雄
		山崎 りょうじ
		小林 昭弼
		永田 起也

外国人学習支援及び多文化共生推進事業への支援を求める要望書

参議院議員 酒井 庸行 様

愛知県知立市は、総人口 72,228人 (R5.10.1時点)のうち、外国人市民が 5,421人 (7.5%) を占め、全国的にも外国人人口比率の高いまちとなっています。また、15歳未満の子どもに限れば、比率は8.9%に達しています。

令和3年度には多文化共生を柱としたSDGs未来都市として内閣府より選定を受けました。その後、令和5年10月には、JICA中部（独立行政法人国際協力機構中部センター）と協定を締結し、JICAの国際協力推進員を市庁舎に配置するなど、関係機関とも連携した多文化共生のまちづくりを推進しています。

そのような中、特に外国にルーツを持つ子どもに関しては、親が日本語の読み書きができない等の理由で、宿題など家庭での学習において、親の支援を受けられない場合が多くあります。さらには、日常生活の中で、生活言語としての日本語を話すことができても、授業や教科書で使われる文章、語彙などの「学習言語」は、外国ルーツの子どもが日本人と同等に理解するのには、大きな困難があります。

そこで、当市では、放課後または休日に、外国ルーツの児童生徒を対象とした学習支援教室を開催する団体に対し、補助金を交付し、子どもの学習支援の受け皿の創出、継続支援を行っています。しかしながら、今後も外国人人口の増加が見込まれる中で、市単独での支援の受け皿の確保には困難を極めます。

さらには、外国人人口の増加に伴い、学習支援に限らず様々な多文化共生に係る事業を展開していますが、年々事業費用が増加し、市財政を圧迫している状況にあります。

つきましては、外国人学習支援及び多文化共生推進事業への支援に対する適切な措置について、下記のとおり強く要望します。

記

1 外国にルーツを持つ児童生徒の放課後学習に対する支援制度創設等の財政措置の充実

2 多文化共生に関する事業への交付金交付率引き上げ等の支援拡充

令和6年1月26日

知立市議会篤心会	会 長	田中 健
	幹事長	中野 智基
	総務会長	石川 智子
		岩城 道雄
		中島 清志
		神谷 定雄
		山崎 りょうじ
		小林 昭弐
		永田 起也

地方公共団体情報システム標準化対応への移行支援に関する要望書

参議院議員 酒井 庸行 様

愛知県知立市では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の規定に基づき、令和7年度を期限とする標準準拠システムへの移行を計画的に進めています。計画を推進する上で、デジタル基盤改革支援基金(自治体情報システムの標準化・共通化分)を原資としたデジタル基盤改革支援補助金を活用することとしています。

その補助金の交付については、補助率 10/10 と示されていますが、自治体の規模（人口規模）に応じ上限が設定されています。しかしながら、この補助上限額を本市に当てはめて算定すると、現時点での移行経費見込額と大きく乖離しており、自主財源の負担が大きくなることが予想されます。

また、移行期限までの猶予がないことから、見切り発車的な仕様による発注、移行作業を強いられ、高コストを招く事態となっています。

さらに、当該補助金は、令和7年度末までに対象20業務全てを移行することという厳しい交付条件が設定されていますが、本市のベンダーからは現在の状況においては、期間内に全業務の移行は難しいとの申し入れがありました。

つきましては、補助上限額の算定方法の見直しを行うと共に、移行完了時期の延長又は経過措置期間等の設定を強く要望します。

令和6年1月26日

知立市議会篤心会	会 長	田中 健
	幹事長	中野 智基
	総務会長	石川 智子
		岩城 道雄

中島	清志
神谷	定雄
山崎	りょうじ
小林	昭式
永田	起也